

ご存知ですか マイナンバー制度

10月から始まる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関する皆さんの疑問にお答えするため、区に寄せられた質問と回答を紹介します。また、マイナンバー制度に関して皆さんに知っていただきたい注意点をお知らせします。

【問合せ】▶通知カードの送付、個人番号カードの交付について…戸籍住民課調整係(本庁舎1階)☎(5273)4348・FAX(3209)1728、▶制度について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・FAX(5272)5500へ。

マイナンバーの取り扱いにご注意ください

住所変更の手続きの際、区市町村の窓口で通知カードに新しい住所を記載するため、提出が必要になります。また、通知カードは、希望者が個人番号カードを受け取る際には返納していただきます。

万が一紛失したり、著しく損傷した場合は、再発行(手数料500円)できますが、カードがお手元に届くまで数日かかります。

マイナンバーは、下記のような法律や条例で定められた手続きにのみ報告・提示が求められます。店舗やインターネットサイトなどの入会登録等でマイナンバーを聞かれても、むやみに教えないようご注意ください。

また、国や区役所から電話でマイナンバーをお聞きすることはありません。電話でマイナンバーを聞かれても即答せず、お近くの警察署に連絡してください。

※このほか、支払金の法定調書作成のため、証券会社・保険会社等へマイナンバーを提示します。

マイナンバー制度 Q&A

Q マイナンバー(個人番号)は希望すれば自由に変更できるの?

原則として一生同じ番号を使い続けていただけます。自由に変更することはできません。ただし、自分のマイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、ご本人からの申請または区長の職権により、マイナンバーを変更できます。

Q 通知カードに有効期限はあるの?

有効期限はありません。ただし、個人番号カードの交付の際に、通知カードは回収します。

Q 通知カードは何に使うの?

マイナンバーの確認に使います。なお、法令に基づき提示する際は、「なりすまし」を防ぐため、本人確認書類(健康保険証・運転免許証等)も併せて必要です。

Q 個人番号カードに有効期限はあるの?

有効期限はカード表面に記載しています。

【有効期限】

- ▶20歳以上の方…カード発行日から10回目の誕生日
- ▶20歳未満の方…カード発行日から5回目の誕生日

Q 現在、日本国外に住んでいる場合は?

平成27年10月5日時点で日本国内に住民票がない方は、国内に転入して住民票を作成する際に住民票にマイナンバーを記載します。その後、通知カードを住民票の住所に郵送します。

通知カードは大切に保管してください

マイナンバーをむやみに他人に教えないでください

◆マイナンバーを報告・提示する主な場面

- 社会保障の手続き(国民健康保険・介護保険など)
- 保育園・子ども園・幼稚園の入園手続き
- 児童手当の申請
- 生活保護の申請

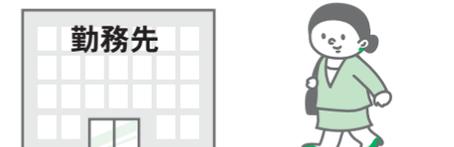
それぞれの区担当課へ提示



所得税の確定申告等のため、税務署へ提示



社会保険等の手続き、源泉徴収票の作成のため、勤務先へ報告



しんじゆく耐震フォーラム

【日時】9月23日(祝)午前10時～午後3時
【会場】早稲田大学早稲田キャンパス3号館(西早稲田1-6-1)ほか(同日開催の「早稲田地球感謝祭」の会場内)
【内容】防災講演「首都直下地震と被害特性」新宿区の課題と対策の基本(講師は中林一樹・明治大学大学院危機管理研究センター特任教授)、耐震相談会、起震車・はしご車体験ほか
【申込み】当日直接、会場へ。
【問合せ】地域整備課(本庁舎7階)☎(5273)3829へ。

【日時】10月3日(土)午後1時～4時
【対象】区内在住・在勤・在学の方、6名
【内容】木製家具やフローリング等の傷の修理方法
【会場】申込み往復はがきに3面記載例のとおり記入し、9月18日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 新宿2-11-4、新宿中央公園内)☎(3348)6277へ。先着30名。

【日時】9月27日(日)午後1時30分～3時30分
【内容】使い終わった土を元気にする方法、プリンターを活用した野菜づくり(講師は土橋由枝・新宿区エコライフ推進員ほか)
【会場】申込み往復はがきに3面記載例のとおり記入し、9月18日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 新宿2-11-4、新宿中央公園内)☎(3348)6277へ。先着30名。



はる新宿 中小企業・商店の福利厚生

お手伝いします
はる新宿(区勤労者・仕事支援センター)勤労者サービス課は、区内の中小企業や商店に勤める方や事業主の、福利厚生の充実をお手伝いしています。現在、約千300事業所、6千300名が会員になっています。
● 入会できる方
▼区内に事業所がある従業員300名までの中小企業(会社・工場・商店(個人商店を含む)などの従業員と事業主
▼区内在住で区外の中小企業に勤務し、勤務地に「はる新宿」と同様の団体が無い方
● 主な事業
▼遊園地・入浴施設等の利用補助(としまへのフリーパス券を500円～千円で販売など)
▼プロ野球・サッカーリーグ・大相撲等のスポーツ観戦券の割引販売(約2～3割引)
▼ホテル・レストラン等の食事券の割引販売
▼宿泊施設や国内・海外旅行ツアーの割引、宿泊補助(会員1人1泊2千円、登録家族1人1泊千円。年度内4泊まで)
▼健康診断・人間ドックの割引や利用補助(会員のみ2千円～5千円補助)
▼結婚・出産・入学等の祝い金、入院等の見舞金、弔慰金の給付(5千円～10万円)
● 会費
【入会金】1名200円
【月会費】1名500円
※事業主が負担した入会金・会費は税法上、損金または必要経費として処理できます。
【問合せ】はる新宿☎(3208)2311・FAX(3208)3100へ。

救急車の適正なご利用を

9月6日～12日は救急医療週間
救急車は救える命を救うため、皆さんが共有する貴重な医療資源です。
真に救急車を必要とする人のために、救急車の適正な利用を心掛けてください。

病院へ行く? 救急車を呼ぶ?
迷ったときは
救急相談センター#7119へ
東京版 救急受診ガイドでもご案内しています
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/
※冊子版救急受診ガイドでも確認できます。詳しくは、お近くの消防署へお問い合わせください。

新宿ビジネス交流会
さまざまな業種の方と交流し、新たな事業展開のきっかけづくりにご利用ください。
【日時】10月14日(水)午後2時～5時
【会場】区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)
【対象】中小企業・個人事業主、50社
【内容】基調講演「なぜあの商品は選ばれるのか」(講師は田中聡子・中小企業診断士)、参加企業の1分間プレゼンテーションと交流会
【共催】東京商工会議所新宿支部
【申込み】電話で9月30日(水)までに産業振興課産業振興係☎(3344)0701へ。先着順。